

電気・ガスの契約トラブルに要注意



〈相談事例1〉

突然の電話で、電力会社を名乗り「電気代が安くなるプランを案内します。ガス給湯器の故障に対応できるので、会って説明したい。」と言われ、来訪を了承。家族に相談したが反対された。電力会社に断りたいが、電話がつながらない。
(80歳代 男性)

〈相談事例2〉

電話で電力会社を名乗ったので契約中の電力会社と思って対応した。その時個人情報をお話したような気がする。後日知らない電力会社から封書が2回届いたが、このまま放置してよいか。
(80歳代 男性)

《アドバイス》

- 事業者名や契約内容は、よく確認しましょう。説明内容に不明な点があればその場で契約せず、疑問に思ったら質問するなどをして十分理解した上で契約しましょう。
- 契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。クーリング・オフの通知はハガキのほか、電子メールなどでも可能です。
- 不安な時や困った時は、消費生活センターへご相談ください。



※通話料はすべて有料です

消費者ホットライン(局番なし) **☎188**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所3Mシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



まもりん



みもりん